

# ビジネス フォーカス

**[マイナンバー制度]  
[官民連携で利用拡大]**

などを失つても預金の引き出しや被災者支援などが受けられる

などがあると分析している。

よう、本人確認手段としての役割も求められる。そのためマイ

ナンバーの適用は、まず「税」「社会保障」「災害」の3分野と規定されている。

法人番号についても、マイナ

ンバー法が規定している。法人

番号の使い方に法的な制限はなく、汎用的な企業コードとして、

自由な民間利用ができる。ほか

の企業との取引記録を名寄せする作業の効率化など、さまざま

な効果が期待できしが、企

業側の関心は低い。

④企業の人事系システム||従業員の個人番号管理や所定の手続きを行う

⑤将来の利用拡大、官民連携、民間利用に關係するシステム

マイナンバー制度は、既存の制度や手続きを置き換える「スマートスタート」を想定する。

施行から3年をめどに利用範囲の拡大を検討し、必要な措置を講じるとしている。

現在のところ、医療や金融などの分野で民間活用が検討されている。社会インフラとして確立し、国民生活の利便性向上につながることが期待される。

(矢野経済研究所)

は不可欠だろう。例えば、IT

先進国として知られるスウェーデンでは行政手続きはもちろん、レンタルビデオの貸し出し、

賃貸住宅の契約などの民間取引でも利用される。日本での利用が3分野にとどまるなら、せつかくの制度も宝の持ち腐れとなりかねない。

一方、プライバシー保護の観点から多くの課題も指摘され。法律により、個人番号を含む個人情報（特定個人情報）は厳格な取り扱いが求められる。法の規定によるものを除くと、収集や保管、ファイル作成、第

三者への目的外提供は原則として禁じられる。情報漏えいにも厳しい罰則を定めた。

最大の目的は、国民の所得や納税、社会保障に関する手続きなどを一元的に管理し、税負担や社会保障給付を公平で確実に行うことである。さらに東日本大震災の経験から、災害で通帳

のI-Tニーズとして、以下の5

自治体などのシステム改修や新規開発投資は2千億～3千億円程度と見込まれている。矢野

経済研究所はマイナンバー関連

日本がIT先進国を目指すなら、官民の連携による利用拡大

主任研究員 忌部 佳史